（大臣官房審議官）同　新美　潤
在ロサンゼルス日本国総領事館総領事に転任させる
（国際情報統括官付国際情報官
（第二国際情報官室担当））同　山内　弘志
在メキシコ日本国大使館参事官に転任させる
（在青島日本国総領事館総領事）
同　斎藤　法雄
在中華人民共和国日本国大使館参事官に転任させる
（在パキスタン日本国大使館参
事官（公使））同　山本　条太
在ヒューストン日本国総領事館総領事に転任させる
（在上海日本国総領事館領事）
同　平木場　弘人
在青島日本国総領事館総領事に昇任させる
（在ニューヨーク総領事館領事）
同　篠原　守
辞職を承認する
（大臣官房）同　宮下　孝之
内閣府に出向させる（以上九月一日）

山口県

○労働委員会委員任命
山中直之委員は、五月二十六日辞職し、宮本千代子委員は、同月二十一日辞職し、坂田守委員は、六月二十九日辞職し、欠員であったところ、八月一日次の者が任命された。
同　労働委員会委員　岡田　和彦
田中　一郎　鶴岡　純枝

愛媛県

○労働委員会委員任命
金山貴博委員及び廣瀬千委員は、八月二十六日任期満了し、同月二十九日次の者が任命された。
同　労働委員会委員　田口　光伸
同　戸澤　健次　同　砂田　篤志
同　池田　浩久　同　伊勢家　勝正
○労働委員会委員再任
青山保子委員、村田毅之委員、山下泰史委員、木原忠幸委員、竹森義彦委員、田中圭子委員、松本修次委員、黒田周子委員、仙波誉子委員及び山精一郎委員は、八月二十九日再任された。

皇室事項

信任状捧呈式
九月六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在エルサルバドル国特命全権大使マルタ・リディア・セラヤンディア・シスネロスの信任状捧呈式を行われた。
九月六日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スーダン国特命全権大使アブドゥルワッハーブ・ムハンマド・エルヒジャージの信任状捧呈式を行われた。
認証官任命式
九月五日午後六時、宮中において、内閣府副大臣石田勝之、同後藤斎、同中塚一宏、総務副大臣大臣山口壯、同山根隆治、財務副大臣五十嵐ふみひこ、同藤田幸久、文部科学副大臣奥村展三、同森裕子、厚生労働副大臣牧義夫、同辻泰弘、農林水産副大臣筒井信隆、同岩本司、経済産業副大臣牧野聖修、同松下忠洋、国土交通副大臣奥田建、同松原仁、環境副大臣武藤勝彦及び防衛副大臣渡辺周の認証官任命式が行われた。
行啓
皇后陛下は、九月二日午後七時九分御出門、小児がん征圧キャンペーン／東日本大震災復興支援芸道五十周年記念チャリティー演奏会平野綠の世界を御鑑賞のため、東京オペラシティ（新宿区）へ行啓、同九時二十分還啓になった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
茨城労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
平成23年９月８日
茨城労働局長　鬼丸　良一
第４号中「１時間690円」を「１時間692円」に改める。

公告

諸事項

保険業法に基づく供託金取戻しの公示
保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定により、次のように公示する。
１．供託者の商号　アシュアド・ギャランティ・リミテッド・コープ
２．住所　東京都千代田区丸の内一丁目８－３丸の内トラストタワー本館20階
３．清算人氏名　植松　基員
４．取戻しをしようとする供託金の額
金200,000,000円
５．前号の供託金につき保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有する者は、平成24年３月８日までに、外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成23年９月８日
金融庁長官　畑中龍太郎

工場財団
東京都品川区大崎一丁目６番３号**コバレントマテリアル株式会社**の工場財団に神奈川県秦野市曽屋字緑下30番１コバレントマテリアル株式会社秦野事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成23年９月８日
横浜地方法務局厚木支局

割賦販売法第35条の３の62で準用する同法第24条の規定に基づく許可取消しの公示
割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の62において準用する法第23条第１項の規定に基づき、法第35条の３の61の許可を取り消したので、法第35条の３の62において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成23年９月８日　経済産業大臣　鉢呂　吉雄
１．許可取消しの年月日　平成23年８月24日
２．許可を取り消した事業者の名称、本店の所在地及び許可番号
株式会社宮下若葉会　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番７号　友第8166号
３．許可取消しの理由
株式会社宮下若葉会の代表取締役である宮下康二郎について、平成23年７月20日午後１時に破産手続開始の決定がなされた。
このことは、法第35条の３の62において準用する法第23条第１項第１号に該当する。

建設業の許可の取消処分の公告
建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年９月８日
四国地方整備局長　川﨑　正彦
1　処分をした年月日　平成23年８月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　愛媛建材株式会社　鴻上　憲昭　愛媛県松山市三番町６－４－10　国土交通大臣許可（般－19）第11445号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。